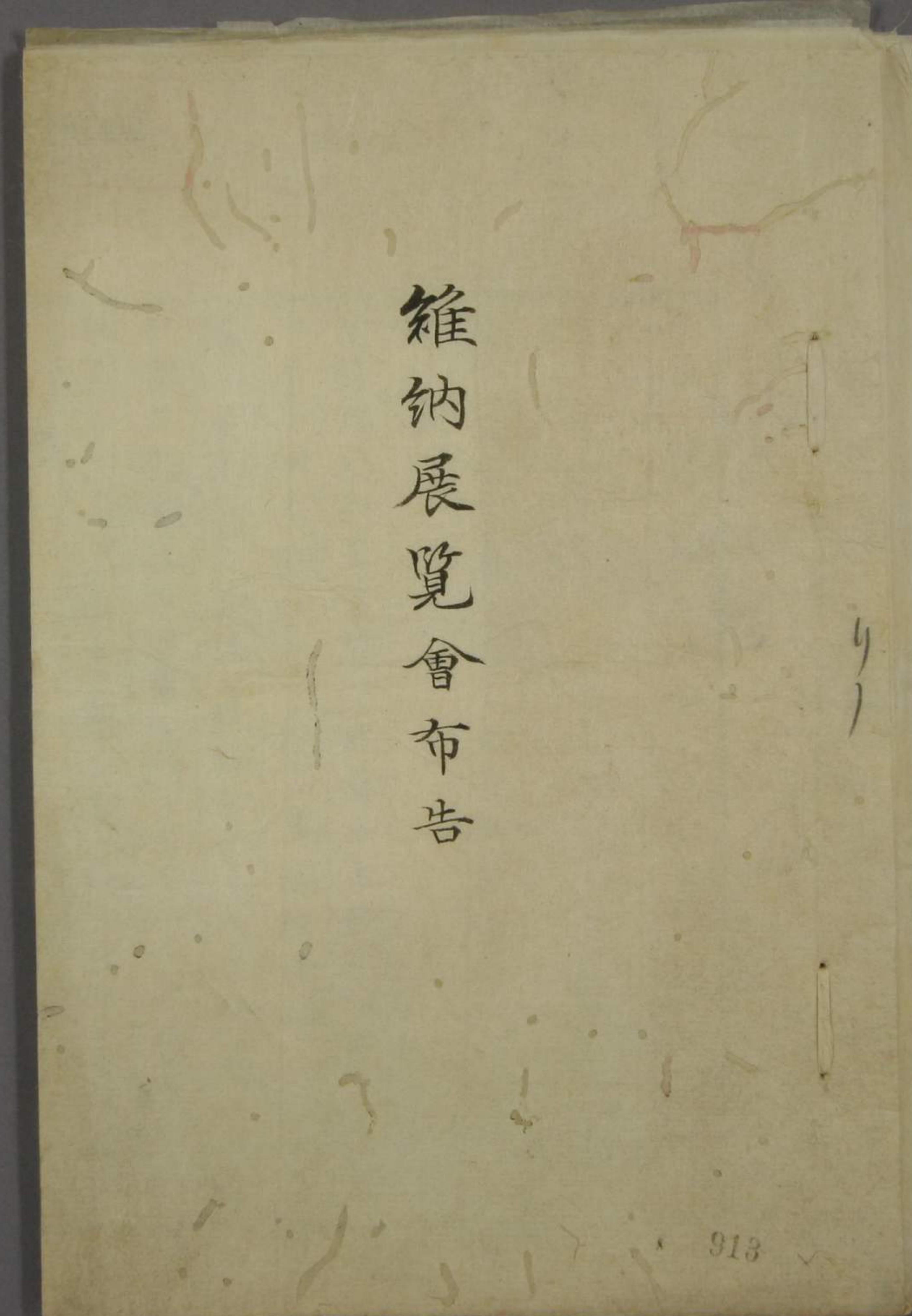


• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 mm JAPAN TSURU

羅納展覽會布告

913



114
A 3634



大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

千八百七十三年ブレインナ大展覽會布告

第一

今般奥地利皇帝陛下非常の主張を以て未一千八百七十三年ブレインナにて萬國展覽會を興行す事一是を近代開化の形勢を示し人生経済の全般を用き尚開化の進歩を増さしめんよ誠意あり此會もアラカルト称する帝の周围へと發引する造営な

す建家於開場多々即未ル一千八百七十三年
五月一日開場同年十月一日閉場

序二

次舉之今般之展覽會可差出種類多也

即二十六局ニ分

序一 磯山術 製金術

序二 耕作術 園丁術 樹林術

序三 合客所

序四 人工の食物類

序五 織綾術 衣服

序六 製皮術 ゴム製方

序七 金屬細工

序八 木材細工

序九 石器、土器、硝子細工

序十 小道具及小玩弄物

序十一 紙製造及書紙類

序十二 彫刻物、書画

序十三 運轉器械等用法

序十四 痊理器械、外科道具

序十五 音樂器械

序十六 軍械

此局之軍備及び疾病、病傷、取扱等に屬する物を、總て茲の
方法等を包括之

序十七 海軍

此局之海湖河運航する事及び造船、船中の用具、汽船、火薬、炮臺の
建築、敵船及び敵機收容、敵船撃滅等の務事を包括之

序十八 器械製造、製鐵、建築術

此局之造船、鐵道、小工、水と氣温との術、水道、溝、堤防、築方、
私宅、公舍及ひ公私公會、戰場、病院、浴室、洗房等の家の離合及び
其造方并、點燈、風扇、爐室の法等を示す事。

序十九 私住家屋并其造作在飾

序二十 佛屋并其造作家財諸品

此局之於下各國人民家内蓄万々種様を示す事。

序廿一 國產物

此局之於東洋諸國、陶器、織物等の如き其國產之物を示す。
離合等を示す事。

序廿二 博物場

此局之趣意を以て之を世界に傳教する方の善美を遺せん者之に
たゞま術、圖考、近世精巧の博物場の技術を示す事と欲す即
ロンドンの南ケンシントンの博物場及びブレント、ヘリシ、ミスコート等の
博物場等。

序廿三 宗教、圖考諸藝

此局之拜神の儀、用ひる精巧の工藝等の如く、諸物
之展開を示す事。

序廿四 好事家所藏の古珍器

此局之珍物、古器、古物等の如きを示す事と欲す。之に
たゞや

序廿五 現今の珍器等

（はつもと）ハ西元二年ロンドンの展覽會後ヲ産したる細工物と
を括り

アサ六 教育、教育等

（此局甲部を小兒教育。裨益する諸事後略）
（乙部）今ヨリて（理学、智學、作法）の理解を以て
（丙部）ふ学校ノ、術学校、主校、近習等の教法及び學校の諸事
（丁部）文書、板行、交友、（庫、あるの書き物）して諸術諸物が展覽
（戊部）文、教育、教養、圖する全備の物件を示す也。

第三

更其大益を示さしむに如き諸器械を備、其裝置用方并其運
轉を示す。假令、裁縫機、鐵機、電信機、寫像機等也。故
其表の交達の易簡と役立圖々也。一旦機械製造物は細
工物等と排列し、又機械製造は細工の勝手事と云。

或ハ手細工の機械製造を補ふて産業繁栄のため
尤ふ要用ある旨を示す

ア四

是まで種々の時代小製造ノチラ全權の産業小
夫ノ立トあたる代價及び其見本雑形を添へて
示す。右ハ種々の工業の實業にての実驗を併く変
化し、且時勢の變遷から國の經済小要用なる實
験の參照セ一車を示す。

ア五

今以前を回顧して製造の進歩をもて甘學期の

を示せしるを示すと並に不用小属たりぬを以て要用お至る處へ此處の要遠セー事を示す且不用および製したる物品と其前の製造物及びキハ百五十一年龍頭のオ一展览会以来の發明産業とを以表して学術の進化を示すを

ア六

此會又お價の変遷を示すを以て產地の爲め各地方より要用品の定價を示すを尤も可成丈以前よりの相處を示す五年間のうちを以此順序を立て安排し且其物品の見本を展開さ

ア一

ア七

世界通商ある國ある産業一般の変化を示す亞ー是ハ各國開港場貿易品の見本類形を展開す

ア八

右の足中ハ皆夫々其元貨主用定價及び輸出入の交渉を記すを以て旦前十年間之流の貿易實況詳する書記を示すを

の趣意を千ハ百五十一年龍勳の一展覽會以来
各國其政府の記錄よモ出一體業の進歩を示そ
たの此會の諸局小て取行シキ一假令ハ土地開
拓の幅員增加耕作物產年々の支寧地面の價直
金錢の利息鐵道の上リ方人口等の增加の諸表
記を千八百五十五年正月千八百六十二年龍頤
千八百六十七年巴里小開きたる三の博覽會か
於て展開セ一如く示モ也一
依之此會傷あつて夫々局を區分一て產物の生
きる國々を示モ也一

旦爰ニモニ諸種の物品の委數事即差奉一人の
姓名其物品の明細書并直段^ノ差^クニモ其名品
ニ札を貼一テ示サん

又其他一般の利用となる化粧^ヲを持出人の額
ナあり其額の元貨及^シ進歩^ヲたゞ經済并年
ニのサ

来る事の要件を記載して出版せん
タニ乞山時も随も其記録と並記
或バ印りて其展開も物品、流
通也

第九

此會とて株式会社又益あづ
クル内規規則にて是一まと併
人の如きを正規の経営者と互比
較せんと望む所生を正規
と為し其と實地施用の爲め品

數お猪籠魚——假令、葡萄園裏も
そへ其試験と為る——即ち葡萄
と温色其水汁と後、術と施と
魚——越歴の用法、聞も、各種の器
械小道具と用ゆる、試験室等字の
利益財物を捕まつの蒸氣耕種機、蒸氣
防火機、陸基氣球機及び通例の
器械等の試験と云々也——

支の達者、於古等々の解釋
とまゝ淺見也也——且多國物品の甲

ひ附つづきと山々風——假令、砂糖と製
ある菫トウチャヤと耕種機も、善良なる器
械の如き者也

第十

其性質より長き日展開する如
品も此會の百一吋拂置てあらしてある
——右の物品は即ち生動物之馬牛
羊豕大猫等の獸魚類ぶに、
家禽野獸の肉豕脂類
牛乳、乾船等

生菜、生菜、花、植物オ
開拓、樹藝之術、害虫の生植物ニ
度力の試方ハ其動物の引力アキシテ
ニ純良なる馬と展開する内ハ一般の驥馬
トヤモウヌ一右驥馬、於て景物ト出モ

一、一
遊戯競游等の行敷并勝負ヲの歎
ハ皆備、置屋一

展開する所の膳食トナム食物を衆人
之と嘗試シ多モ休息所或可大嘗と取建

つ便一此所ノ於テも其物品のソシル一人
其品物の又本と買得金一或と調理
しても罗シテと得屋一

才十一

此會の百ハ要用有リ事はと付論る
角丸會議と設立屋一うち展覽
會上布施モアリ又お限メ大會議
を設立メタリあり館中学者、術者、醫
者及び画工、建築學士、器械者、高法司、為
替士及諸員、熟一たる經濟家、開拓

樹藝、礦山、司法の會合ある所、右會議
を區々事件の内、うち一般人民の生活の用
に、諸國の産物、礦充、器械の大半を助
け、どうして運輸の便利、樹藝、學の記録、
市場の善法及び射後めの料理及公
貯糞、食物の射法、休てからわの價と
咸り、小兒教育法、幼年健康
術、不具の心因の療法、婦人の教育
及其禮式ボニ

第十二

各國の使者、より位地の區分、地理
方、志、名、其の場所、即ち其
國自らの位地、基、西、東、北、南
て其順序を立て、其物産のうち各
地方の位地とあらわし、区々と要を
率する所一

第十三

第二章、記、了、諸局、區分、も、
付、ハ、物品、差、出、人、の、持、ミ、隨、其
物品と、排列せしむと、望む局と、ある
事、ある所一

二十四

は會う於て一般の監察官、其物品
賞賛を乞き權と命を與へ、物品に貼付
人、名其監察の裁判と致ふれ又モ
彰（さか）ひシテ出立（しゆだつ）す。まことに
其言され記して其物品貼付して
監察官より「監定書」（かんていしょ）
（甲）細工物の賞標ハ 精細工術 賞標 *medal fine art.*
と記す所

for

ト 漬物、山汁（肉汁、カツチク 摘汁、濃乳汁、
エルブスウォルスト、漬ある野菜、漬内）

チ 烟艸及其種類

リ 砂糖果子、生姜入の菓子、香煎、茄薑の
代り、あら物等

又 右物品製造の發明進歩の如
リ 其產物の称量

の第五場 織器術及布帛
イ 織機用ゆ。晒羊毛及髮、打羊毛、
及び織細の毛絨羊毛布、毛氈、ブランケット 毛衾

金糸ノ羅紗、本綿毛織文の衣服、本綿
口回條^{木綿}可織物、索繩、

ハ麻、イチジ、亞麻、及ひ他の織緯、絲製威
物、又衣服、屏風、疊、茅の屋、藁の織
物蘆葦、木皮、毛絨の綱及ひ縄等
ニ生絹絲、製絹絲、及ひ綿絲^{木綿}て製^るる
物、絹絲の肩

木
金銀入の衣服及び縫箇
ヘ
錠縁

ト
衣服の全備、上着、帽子、女の被り物、

当、長靴、手套等
チ
家財の莊飾、壁張、布、暖簾、寐
所道具等

リ
造り花及び羽根細工物

又
右產物製造の進歩^明

ル
右物品の種量

○第六、場、革、又ひゴハ製造
イ
革、鎧、馬具、皮櫈、及ひ他の革を
製^るる物あく衣服及び莊飾用
ゆる物を除く、羔皮紙及び金箔製

造、用ゆる皮

皮及ひ毛皮

ハゴム及びガツタ・マルカの物品、窮理学、
金密術の道具及び機械の一科、
用ゆる品と除く

ニ右物品製造の役明用化
ホ右物品の称量

〇才七場 製金油

イ金銀鍛冶細工及び服飾等

ロ鉄器、銅器、機械、建築器、窓檻等

樂律の道具を除く

ハ他の金属及び文ねどり製ものも

銃砲の外諸種の武器

ニホニホ右の物品製造の道手役取

其称量

〇才八場 木材の物品

ハ造作細工（天井、窓戸等）

イ指物細工

ニハソギ板細工（桶、屋根板、篠等）

ホ床板、附木等

木被板、及び切刃細工
木頭、及び輜輶細工の木

ト彫木細工

テ塞子

リ観細工

又塗木細工、斑點付ある物及ハ

鍍金一色の物

右製造物の發明開化

其称量

○第九場 石器、土器、硝子器、

イ 自然石、細工石、石盤、煉石。細工(天工)

石及人工石、大理石、敷石、床石、瓦、莊

飾物、烟管、砥石等

口 土器(烟管、皿鉢、煙燼、黑泥等)

硝子細工(家財用ゆ。硝子、偽造

宝玉、真珠等)

ニ 其称量

古物品製造の佳手後ひ

イ の第十九場 小道具及ひ想像ぬ
象牙、龜甲、真珠、鯨骨の製

造也、帽巻、漆巻、

革乃ひ青銅等の想像物

ハ 傘傘、日笠、扇子、杖、篠等

ニ 椅、毛拂

ホ 玩弄物

ヘ 右の品製造の及明用化

ト 其称量

○第十一場 製紙術

イ 紙乃ひ織紙盤

口 色紙、屏掛、壁掛の形紙、骨牌

等

ハ 織紙器及び車

ニ 書画文房道具

ホ 製本機及び其類の細工

ト 右物品製造の及明用化

ト 其称量

○第十二場 書画行

イ 書藉印綴

ロ 彫版術

ハ 銅板及び鋼板術

二

石板剝乃ひ油画術

写真

銅板繪、ゴイロツクオルク 唐草ノ如キモノヲ

ト
画本莊飾 模様画
チ
其小道具 乃ひ裝置

リ
其称量

(乙) 展開する其他の わがに次の賞標を以て
を

(イ) 先年の展覧會小わが美術者たる人其後
其の進化せ一あ

同化進歩ノ賞標

Medal for Progress ト標を以て

(ロ) 今を取れて展覽会をわが美術者たる人、
其の國を往來のいとあを示一大の功徳を

を以て

功徳ノ賞標

Medal for merit ト標を以て

(ハ) 形象形狀の改善したるわがと

美濃カントー "Medal Contarste" の商標を
得也—

(ニ) 今か六先年 延賞会の事と曰く

Diplomas of merit を與へる—

(丙) ある業者より人の申立てに依る所の生

産品を大々勧めしも又之に因る

Medal for co-operation の商標
を與へる—

(丁) 人見者等の口を擇から一々業者固有
の延賞会の種人等の便利良否を極めて考

査したるゝ人あり乍らその地位とし、
別小 名譽 *Diplomas of honor* の商標を
與へる—

ナ十五

此展覽会に至るの詳細を別小 観察表を
の組合の其の成程日記用面書等一般の机
賤の上則たる也—

ふる年ナ年ナナナナナナナナナナナナナナ

大経歎

アルクジニアレグニル

あひ役

バロン デ スチルト、センボルン

千のる七十一年 韋伯大展覧會

種類す

のカ一鳩 磯鑑術

イ 山產の禁物（石炭、介壳、山產油）

ロ 山產礦鑑

ハ 他の山產物（山產磁黃、黒鉛）

ナナツ萬シ年々建基用の物を除く

ニ 自然の漏洩す

ホ 塗鏽術 製金術（閑す）、方法因取即ち

穿孔器械取扱之則章及圖

一 地質術及化學圖

ト 穿孔器製金ニ圓する道目にみ發明あ

チ ワカシの新章

○ 第二協

耕作術 園圃術 樹木術

イ 食料若林小用ゆき樹木(長久居同前
種子生葉生葉と降く)

ロ 煙草及他の本物をもする樹木

ハ 野菜の栽培(木俗 亜種 亞種
チャイナケラス等)其他製造をして貯易

△ 朝日 極地

ニ 卷

ホ 制せとて取扱ふ事あらう(皮
革羽毛等)

ヘ 羊毛

ト 樹木の産地一枚木差用ゆきある 制革
油生樹脂染料木樹皮消炭一

チ 泥炭

リ 肥シ

ヌ 耕作園園樹林の諸術(用ゆき方法圖取
園園の圖面)

ル 々 經驗上の書類

オ 右產ぬ運送貯藏の方法 貨物
ワ 固の核ぬ圓固術ヲ用ひ、諸屋室圓の
協洗泥の方法居因

カ 固固術の新法

ヨ 交産ぬの新法

のホ三協 舍密由

イ 煉葉及い今葉由ニ圓を全密のをぬ(破
詮於く舍密)て出来せり葉由
ロ 煉葉由のをぬ(破水)も

ハ 脂及び其製品(スチーライン 滲脂
の類)油 酸 ク
リセリン 油の甘キ酸 檬燭 小燭燭等)

ニ 壬露罐の製(一精製土油 パトリック
石油 フレットオイル)蓋留ハマ
油ヘリック酸、ベンゾイン一粒の粉脂 卫ニリン等

木 様氣油 及い薰油

ヘスリ附木類

ト 山產及び人工の染料

チ 樹脂(洗濯染料、晒下小用等)一封幌假漆
アルビニミン 奥膠、糊、テキストリン等)

リ 金密術の發明 并に進歩の事

又 其產、おの種量

○中西協 人ニの含ウ也

イ 粉名ね類 変^{モヤシ}茅^{アシ} 井其製^カ也

口 砂糖及^シ其製^カ也

ハ 酒類

ニ 葡萄酒

ホ マール 美國ノ麦酒 ホルトル 本酒の一種

ヘ 酒酸

○第十三場 機械及^シ運輸の次第

イ 大運轉機(蒸氣罐、同機、水車、水車、壓機、空
氣及^シ風、越壓^{モリ}も^リて用^シる機械、煤氣機)

ロ 運轉機械(車軸、輪、滑車、引繩等)

ハ 種々要用^シる事業に用^シる器械(穿孔、製金
金物細工、木細工、用^シる器械、縫紉、鐵布、編
組、裁縫、縫合、用^シる器械、洗濯、掃除、剪切、染
物に用^シる器械、製紙、製本、活字製造、印行、石
板、銅板、色板等に便^シる器械、砂糖製造、油、錢、
釀酒、燒酒、製造、石鹼、蠟燭、糊水、附木製造の諸

器械、牵引車、耕種等諸種の機械外ニ装置
ニ 上々記せざる他の機械(破裂機、砲吐水、ポン
プ清氣機(室中の空氣と
清淨をもつて之の)等)

示 機械の元行及ひ其部分

ヘ 鎌道機械(機関車、荷車、乗車、旅人を運ぶもの及び其部分、
鎌道車及ひ其部分鎌道仕事場及ひ鎌道
光明物ニ用ゐる格別の機械凡其裝置建築
及ひ其植物の次第雪除け等)
ト 蒸気度計、量力機、ワラジオメートル等
チ 鎌道ニ屬セざる車駕の類不残

リ 其称量

○ 第十四場 究理学及ひ外科術

イ 數學、天文、医術、舍密術の機械(尺度秤量分折
又用ゐる器視学及ひ電信の機器)

ロ 外科道具等ニ装置(假肢、入遠等)

ハ 時辰機、自鳴鐘、袖時計及ひ其部分クロノス
コープ、クロノグラフ(以上ニ呂ハ醫術ニ越參仕掛
用エル卷ナラシ)の白鳴鐘

ニ 其称量

○ 第十五場 樂器

イ

音律諸器

口 樂器の部分(絃、弓胡弓ナド、臺、皮大鼓ハド、鍵、管等)

ハ 豪言の裝置(遠活管、相図笛等)

ニ 鐘、鐘歌

ホ 其称量

○第十六場 軍術

イ 軍勢の處置、兵集の法

口 軍備戎服、鎧

ハ 砲術

ニ 兵器

ホ 健体術

ヘ 兵卒教育練練

ト 地圖を作る術及び歴史找編む術

○第十七場 航海

イ 航海術の諸品

口 湖河航行ニ用ひる艇舟の雛形又ハ圖面、海

船、沿濱船海岸ヲ乗、商船、軍艦、倉船、船中の用意

ハ 船艦造営ニ用ひる道具及び裝置

ニ 航行ニ用ひる水陸の仕事(造船場、港、水樞、浮

シ場、浮臺場、港口防禦等の雛形又ハ圖

水 海岸測量術、海図、天文測量術、水夫士官の教法

○第十八場 製鍛術、建築術

イ 建家の物品、煉火石製造、鍛床細工、材木の取扱、人工石、里堀の細工物等

ロ 基礎の用法(柱、子チ柱、ユツタルタム、ワク橋杭等)

ハ 土工又用ゆる農明物、道具(堀穿つ械械、土堀又ハ物品を運送し引掛け又ハ荷ふ為の機械装置)

ニ 道路鍛道又用ゆる物品装置(路ナラシ棒、鉄道上の建家、標木、十字架、タルンテーブル、ツレベルシングル、アーブル、インクリラインードラン(以上三器ハ道路ヲ屈曲、平滑、斜傾スルランタメニ用ユル器械+ランカ)、船留所及び諸種の鐵道立場等)

ホ 海々開せざる水利器械(川、堀割、沼、堤防等の仕事)

ヘ 槍梁水道等の雛形又ハ圓面

ト 客舍、住家、兵營、懲惡所、悪人ヲ捕ヘ置テ牢獄、病院、学校、戲場、入豆小屋等の圓面雛形、建家ニ於

て重き物を列揚又ハ運轉する仕掛、一般家室の画図大工の器械小道具

チ 家室中人をして健康便利ニせん考めの装

置光明(点燈、貯水、雪隠、明り取り等)

リ 耕作器械、耕作、墻籬、水利等の圓面園中の亭、家畜養所、倉庫、廐、肥溜等

又 仕事場、絲織車、鐵機車、称名引車、焼酒製造所、

釀酒所、砂糖製造所、土藏、木引車、船艦用所等

○第十九場 私住家及び其造作裝飾

イ 開化人民住家の方法圓取雛形

ロ 家屋造作十分全備の圓面雛形

○第二十場 借家及び其造作家財小道具

イ 各国人民借家の方法圓取又ハ雛形

ロ 農民居室の四面方法雛形及び其家財裝置

○第二十一場 内職業

イ 壺焼所、磁器

ロ 細工物、壁掛け花籠、篷箆、盆景、及ひ他の針仕事の物

ハ 金物類

彫刻細工及び其小道具

○第十二場 諸博物場

イ 近世諸種の博物場(ロントンの南ケニシントンの博物場、及ひ維納、伯靈、模子港等の博物場)

ロ 近世の諸博物場より出る諸物品を示次

○第十三場 宗教と関する事

イ 寺院の裝飾(壁櫻の飾、模様硝子、画硝子等)

ロ 寺院の家財(神机、夙琴、說法坐、腰掛、神具入の箱等)

ハ 神机、說法坐、十字架像、神具、燭臺、袖札鉢、毛氈

高坐掛、等諸具の裝飾

ニ 沐浴受戒及び葬式に用ゐる物品

○第二十四場 好事家、貯藏人より差出を

古珍品

イ 古代名工の畫

ロ 古銅、琺瑯、油画、磁器等

○第二十五場 千八百六十二年第二龍頤

展覽會以来ニ産セ—近時の細工物

イ 近時建築學の良法、雛形測量等

ロ 刻像術、圓面瓦、小字像形共

○茅廿六場 教法教育

イ
養育、小兒と育て躰け教ゆるゝ善良かる所
為光明、及び其出生より学校へ入るまでの
理學性理學の教へ其養育の法、子兒と安眠
をする籠等、及び遊園遊獵遊戯及び其健康
術

ロ
教育、学校等ニ羅形圓面ニ都て学校の装置
及び教法の旨意を示し教育の書物等々記
録、学校の書記、及び其法則

(甲) 小学校、此局ハ育聾啞愚の教育ニ包

括也

(乙) 中学校、是ハ通用の学文及び近世の
語学教育を括也

(丙) 術学校

(丁) 総 大学校

社

都この器械ハ茅十三場ニ排列をへし並し物品
の格別なる種類を製造をさうもの器械ハ其器械
の属する場の監察其器械師の助けを以て之を

吟味裁判も又其所々其品物を置ん事を願ふ場所を擇ふハ物品差出し人の勝手ある所し但一場又限ら次其物品を差置と/or苦事

○増加展開

- 一 舜明物の記録
- 二 職業の記録
- 三 クレモナの樂器
- 四 不用物を取て有用とする事凡其物品
- 五 物價の記録
- 六 立界貿易の説明

○一時の展

- 一 生動物(馬、牛、羊、豕、犬、鳥、魚等)
- 二 屠肉、野獸の肉、家禽^{カニ}、豕脂等
- 三 乳汁類
- 四 圃園の產物(生菓、生菜、花、植木等)
- 五 亂拓樹林術ニ害ある生草木

右展覧物の格段ある規則等ハ此後出板^{シヘイ}へし
千八百七十二年九月十六日准納

大綱領

アルクリジーフレグニトル

支記頭

バロニデスキワルドセンボルン

考川外務権大録
詩一

